

千葉県報

号外
令和4年3月31日

主 要 目 次

- 環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 一
- 千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第三十三条に規定する計画等の書式を定める規則の一部を改正する規則 三
- 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三
- 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 四
- 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 千葉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 五

規 則

規 則

環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十二号

環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

特例に関する規則

環境に関する次の各号に掲げる条例の規定による立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十五条第一項、第二十二條第二項、第二十四條第二項及び第二十九條第一項
- 二 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第十三條第一項（同条例第十九條第二項及び第二十四條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十八條第一項

- 三 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）第十四條第二項
- 四 千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第三十七條第一項、第五十四條第一項及び第五十六條の九第一項
- 五 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第二十八條第一項
- 六 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第六十四條第一項
- 七 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号）第十五條第一項
- 八 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第二十八條第一項
- 九 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号）第六條第一項
- 十 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十三号）第十二條第一項
- 十一 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十五号）第十一條第一項
- 十二 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号）第十四條第一項

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式

(第1面)

第 号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日 年 月 日 日生

日交付

年 月 日 年 月 日 日限り有効

千葉県知事

写 真

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 該当の有無の欄に、立入検査等をする場合は「○」を、有しない場合は「ー」を記載すること。
- 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 裏面には、参照条文を記載することができる。

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十三号

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県環境保全条例施行規則(平成七年千葉県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

別記第一号様式中「㊸」を削り、「特定施設の構造」を「△特定施設の構造」に、「特定施設の使用」を「△特定施設の使用」に、「汚水等」を「△汚水等」に、「排水水」を「△排水水」に、

「排水水に係る用水及び排水の系統」を

「△排水水に係る用水及び排水の系統」に改め、備考3を削る。

別記第二号様式中「㊸」を削り、備考4を削る。

別記第三号様式を次のように改める。

第三号様式 削除

別記第四号様式中「㊸」を削り、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考とする。

別記第五号様式中「㊸」を削り、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考とする。

別記第六号様式中「㊸」を削り、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考とする。

別記第八号様式中「㊸」を削り、備考3を削る。

別記第十一号様式中「㊸」を削り、備考3を削る。

別記第十二号様式中「㊸」を削り、備考3を削る。

別記第十三号様式中「㊸」を削り、備考3を削る。

別記第十四号様式中「㊸」を削り、備考3を削る。

別記第十五号様式中「㊸」を削り、備考3を削る。

別記第十七号様式中「㊸」を削り、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考とする。

別記第十八号様式中「㊸」を削り、備考4を削る。

別記第十九号様式(その一)中「㊸」を削り、同様式(その一)の備考2を削り、同様

式(その一)の備考1を同様式(その一)の備考とする。
別記第二十号様式中「㊸」を削り、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考とする。

別記第二十一号様式(その一)中「㊸」を削り、同様式(その一)の備考2を削り、同様式(その一)の備考1を同様式(その一)の備考とする。

別記第二十二号様式中「㊸」を削り、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考とする。

別記第二十三号様式(表)中「㊸」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

2 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年千葉県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条の表特例条例別表第二十九号上欄方に規定する千葉県環境保全条例(平成七年千葉県条例第三号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの項を削る。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第三十三条に規定する計画等の書式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十四号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第三十三条に規定する計画等の書式を定める規則の一部を改正する規則

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第三十三条に規定する計画等の書式を定める規則(平成十四年千葉県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その一)中「㊸」を削り、同様式(その一)の備考2を削り、同様式(その一)の備考1を同様式(その一)の備考とする。

別記第二号様式(その一)中「㊸」を削り、同様式(その一)の備考2を削り、同様式(その一)の備考1を同様式(その一)の備考とする。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十五号

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

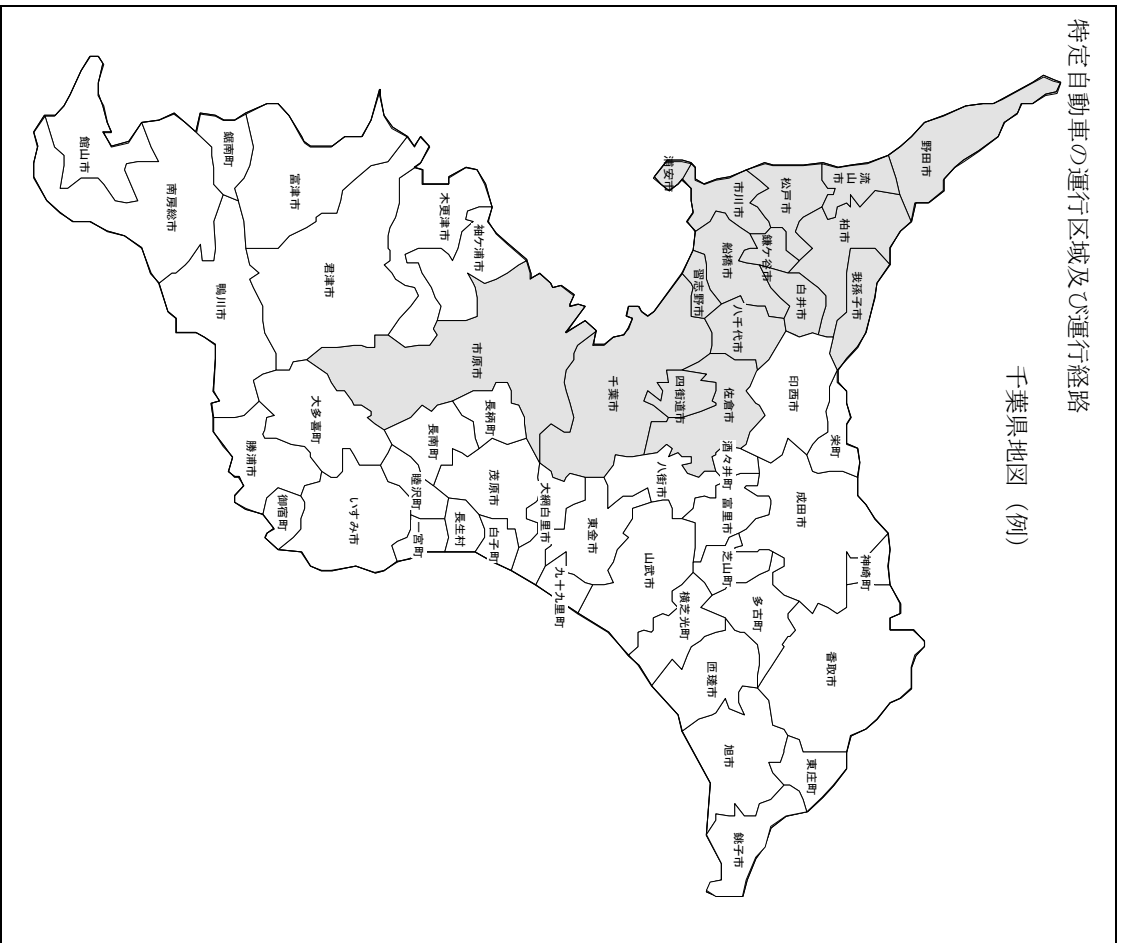
千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則(平成十四年千葉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「~~排出抑制~~」の次に「~~排出抑制~~」を加え、同様式(表)中「㊸」を削り、同様式(表)の備考2中「~~排出抑制~~」を「~~排出抑制~~」に改め、同様式(表)の備考3を削り、同様式(裏)の備考以外の部分を次のように改める。

(裏)

特定自動車の運行区域及び運行経路

千葉県地図(例)

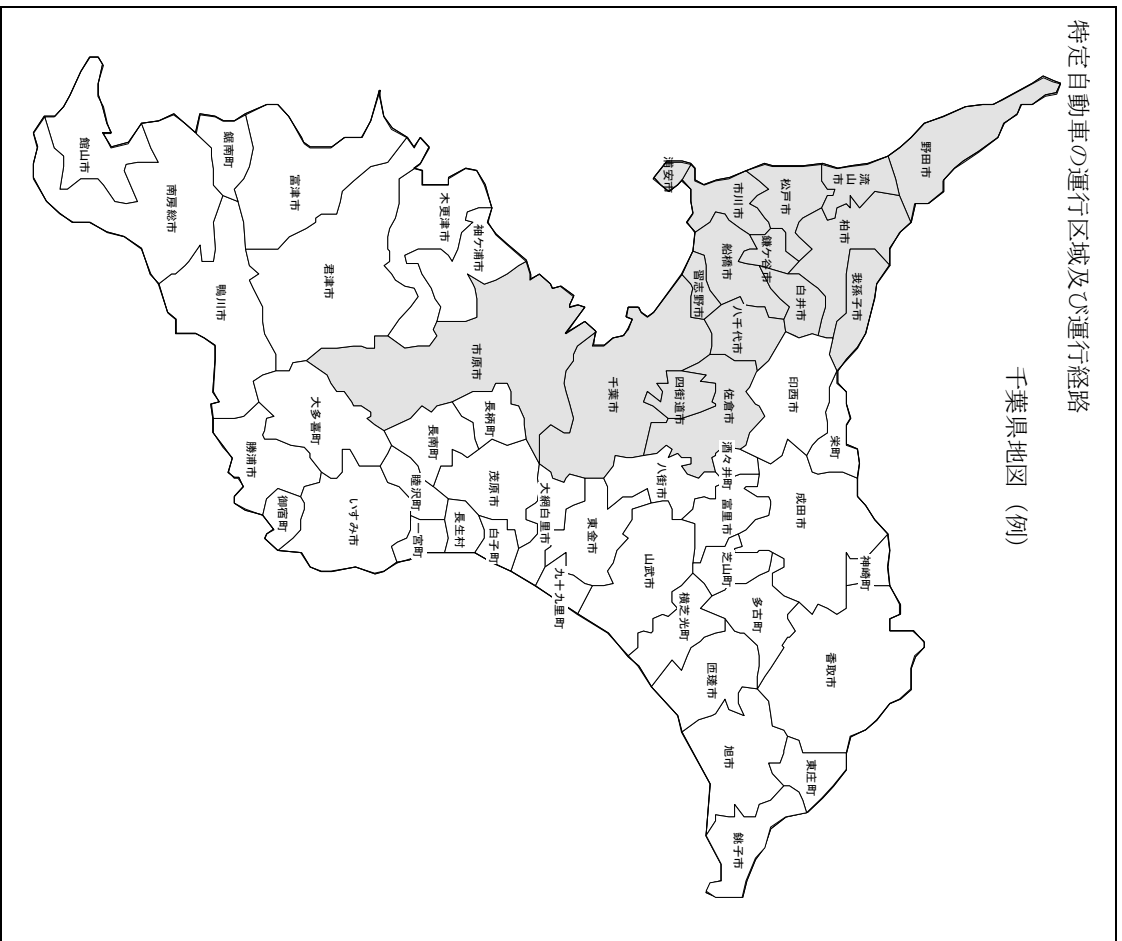


別記第二号様式中「~~埼玉県~~」の次に「~~埼玉県~~」を加え、同様式(表)中「~~④~~」を削り、同様式(表)の備考2を削り、同様式(表)の備考1を同様式(表)の備考とし、同様式(裏)の備考以外の部分を次のように改める。

(裏)

特定自動車の運行区域及び運行経路

千葉県地図(例)



別記第三号様式中「~~④~~」を削り、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八